

# 販売契約約款

平成 31 年 1 月 1 日

### 第1条（契約約款の適用等）

株式会社ジュピターテレコム（以下「当社」といいます。）は、別表の端末機器、その付属品およびその他の商品（いずれも当社が指定するものに限るものとし、以下あわせて「商品」といいます。）の販売にあたり、この販売契約約款（以下「本約款」といいます。）を定めます。

- 2 当社は、商品の購入者（以下「購入者」といいます。）と商品の販売に係る契約（以下「販売契約」といいます。）を締結します。
- 3 当社は、1つの商品ごとに1つの販売契約を購入者と締結します。
- 4 当社は本約款を変更することがあります。この場合、販売契約の契約条件は、変更後の本約款によるものとします。

### 第2条（販売契約の申込みをすることができる条件）

別記1に定める「J:COM」の統一ブランドを冠して電気通信事業を行う当社の子会社（以下「当グループ」といいます。）のJ:COM MOBILE 契約約款（プラン a）（以下「J:COM MOBILE 約款」といいます。）に定めるサービス（以下「J:COM MOBILE サービス」といいます。）に係る契約を締結している者（以下「J:COM MOBILE 契約者」といいます。）が別表に定める商品を当社から購入する場合に限り、販売契約の申込みを、行うことができます。

- 2 前項の定めにかかわらず、当社が別に提供するインターネット接続サービス契約者で、かつ別表1-2に定める商品を当社から購入する場合に限り、販売契約の申込みを行うことができます。
- 3 当社は、別表に定める当グループのサービス提供区域に現に居住しているものに限り、本約款に定める契約の締結を行います。※当社が認める場合を除く。
- 4 当社は、前項の規定に関わらず、販売契約台数を制限する場合があります。
- 5 購入した端末（別表1-1分類①②③、別表1-2に定める端末に限り。）の申込みがなされた時点をもって、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレスが提供する「公衆無線 LAN サービス契約約款」の同社が指定する種別（以下本項にて「同サービス」とする。）に申込みがなされたものとみなし、同サービスの提供等は同約款に従うものとします。なお、J:COM MOBILE サービスを解約または解除した場合、同サービスの解約または解除があったものとみなして取り扱います。

### 第3条（契約の申込み方法及び承諾等）

購入者が、販売契約の申込みをするときは、当グループ所定の申込書（以下「本申込書」といいます。）を当社に提出していただきます。

- 2 前項の場合において、購入者は、当社が本申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。
- 3 当社は、次の場合には販売契約の申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) その申込みをした者が賦払金（商品の分割払いを選択した場合の毎月の支払金額をいい、以下同じとします。）または一括払い金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (2) その申込みを承諾することにより、その申込みをした者に係る販売契約の総数が J:COM MOBILE 約款に定める基準を超えるとき。
  - (3) その申込みをした者が J:COM MOBILE サービスに関する料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (4) 当社の業務遂行上支障があるとき。
  - (5) その他当社が不相当と判断したとき。

### 第4条（契約申込みの撤回）

購入者は、当該商品を受け取った日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回または当該契約の解除を行うことができます。

- 2 前項の規定による申込みの撤回等は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
- 3 第1項の規定に基づき、購入者がその申込みの撤回または当該契約の解除を行った場合、購入者は当該商品を直ちに当社が指定する方法により返却する義務を負うものとします。
- 4 前項の規定により当該商品の当社への返却がなされない場合、購入者はその損害等を賠償する責任を負うものとします。

## 第5条（契約の成立時点）

販売契約は、購入者が当該商品を受け取った日、もしくは当該商品を受け取る予定日をもって成立するものとします。ただし、当該商品を受け取る予定日を契約の成立の日とする場合は、当社の責に帰さない事由により予定日を過ぎても当該商品を受け取る事ができなかった場合に限りです。

## 第6条（所有権の移転）

商品は、販売契約成立時に当社から購入者に引渡されるものとし、商品の所有権が当社から購入者に移転するものとします。

2 商品の所有権の移転前においては、購入者は、当該商品を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。

## 第7条（賦払金または一括払い金の支払方法）

購入者は、賦払金または一括払い金を、本申込書記載の支払期日（以下「支払期日」といいます。）までに、以下に定める支払方法その他支払いに関する条件に従い、当社（第17条の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先）に支払うものとします。

- (1) 料金および手続きに関する費用について、当社が定める期日までに、金融機関の契約者の口座からの自動振替または、クレジットカードによる決済手段を用いてお支払いいただきます。なお、当社または当グループとの間で現に契約を締結していない場合や、その他当社が特に認める場合には、当社は、契約者に対し、クレジットカードによる決済手段により、当社が定める期日までにお支払いいただくことがあります。
- (2) 料金および手続きに関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (4) 当社は、購入者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- (5) 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金および手続きに関する費用を減免することがあります。
- (6) 当社は、前号の規定により料金などの減免を行ったときは、当社が指定する方法により、そのことを周知します。

## 第8条（債務の履行の継続）

購入者は、販売契約に基づく債務の完済までに、購入者の J:COM MOBILE サービスの契約者回線（携帯電話端末の購入に係る販売契約の申込みについては、その携帯電話機を主として接続する契約者回線とし、以下「J:COM MOBILE 回線」といいます。）当グループに係る J:COM MOBILE サービスの利用の一時休止があった場合であっても、その原因の如何にかかわらず、本申込書記載の支払方法により当該債務の履行を継続するものとします。

- 2 当グループは、購入者が指定 J:COM MOBILE 契約者回線に係る指定サービスの利用を一時休止した場合であっても販売契約に基づく債務の支払を怠ったときは、当該指定 J:COM MOBILE 契約者回線に係る契約を解除することができるものとし、購入者は、当グループに対し、このことについてあらかじめ承諾していただきます。
- 3 当グループは、前項に定める解除を行うときは、あらかじめ当該購入者にそのことを通知します。

## 第9条（届出事項の変更）

購入者は 当社に届け出た氏名、住所、連絡先等の変更をした場合は、速やかに当社に通知するものとします。

- 2 購入者は、前項の通知がないために、当社（第17条の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先を含みます。以下本項において同じとします。）からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となった場合には、通常到達すべき時に到達したものと当社がみなすことに同意いただくものとします。

## 第 10 条 (契約上の地位の譲渡)

購入者は、購入した端末（別表 1-1 に定める端末に限ります。）および J:COM MOBILE 契約約款に規定する J:COM MOBILE 回線に係る利用権（J:COM MOBILE 契約約款に定める J:COM MOBILE サービス利用をいいます。以下同じとします。）または購入した端末（別表 1-2 に定める端末に限ります。）を第三者に譲渡する場合、販売契約の契約上の地位（賦払金または一括払い金の支払債務に係るものを含みます。）が当該第三者（以下この条において「譲受人」といいます。）に譲渡されることになることを承諾し、かつそのことを譲受人に説明して承諾させる義務を負うものとします。

ただし、当グループは、次の各号のいずれかの場合には、J:COM MOBILE 回線に係る利用権及び販売契約の契約上の地位の譲渡を承諾しないことがあります。

- (1) 譲受人が賦払金または一括払い金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) その譲渡を承諾することにより、譲受人に係る販売契約等の総数が当社が定める基準を超えると  
き。
- (3) 譲受人が当グループと締結している J:COM MOBILE サービスに関する料金その他の債務の支払いを  
現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) 法令に違反することとなるとき。
- (5) 当グループの業務遂行上支障があるとき。
- (6) その他当グループが不相当と判断したとき。

## 第 11 条 (期限の利益の喪失)

購入者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。

- (1) 賦払金の支払いを遅滞し、当社（第 17 条の規定により債権譲渡を行った場合には、譲渡先となる者）から 20 日以上相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
  - (2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
  - (3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分申立て又は滞納処分を受けたとき。
  - (4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。
  - (5) その売買契約が購入者にとって商行為（業務提携誘引販売個人契約に係るものを除きます。）となる場合で購入者が賦払金の支払いを 1 回でも遅滞したとき。
  - (6) 購入者が指定 J:COM MOBILE 契約者回線に係る契約を解約もしくは、解除した場合。ただし、当グループが特に認めた場合は、この限りではありません。
- 2 購入者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当社（第 17 条の規定により債権譲渡を行った場合には、その譲渡先）の請求により販売契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- (1) 販売契約上の義務に違反し、その違反が販売契約の重大な違反となるとき。
  - (2) 購入者の信用状態が著しく悪化したとき。

## 第 12 条 (延滞処理)

購入者が、賦払金または一括払い金の支払いを遅滞したときは、当月の支払期日に支払が無い場合で、翌月分とあわせて支払うこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払がない場合（当社が支払を確認できない場合も含みます。）には、延滞手数料（600 円（税込 648 円））を加算して当社に支払うものとします。なお、購入者が期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日以後は、次項の規定を適用するものとします。

- 2 購入者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、本申込書記載の支払総額から既に支払いのあった全ての賦払金の合計額を控除して得た残金全額に対し、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。
- 3 第 1 項の延滞処理にもかかわらず、購入者が、賦払金または一括払い金の支払い債務（延滞手数料は除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

### 第13条（見本、カタログ等と提供内容の相違による契約の解除等）

購入者は、見本、カタログ等による申込みにより引渡された商品が見本、カタログ等と相違していることが明らかになった場合、速やかに当社が指定する方法で当社に商品の交換を申し出るか、または販売契約を解除することができるものとします。この場合において、購入者は、販売契約を解除したときは速やかに文書によりその申込みを行うものとします。

### 第14条（故障交換）

商品の保証期間は1年間とし、その間に発生した自然故障（当該機器の取扱説明書等に従い正常に使用したにもかかわらず、生じる電氣的・機械的故障で且つ、メーカーの保証規約にて保証の対象となる故障をいいます。）について、当社は無償で交換を行います。ただし、この交換に係る輸送費用、梱包費用等は保証対象外となります。

- 2 保証期間外の故障に関しては、故障内容に応じて当社が算定し、故障修理前に購入者に提示し、故障交換の委託を受ける事とします。ただし、この交換に係る輸送費用、梱包費用等の取り扱いは、前項に従います。
- 3 保証期間にかかわらず、当該商品のバッテリーを含む付属品等の故障交換は対象外となります。
- 4 前項までの規定により当該商品の当社への返却がなされない場合、購入者はその損害等を賠償する責任を負うものとします。

### 第15条（個人情報の取扱い）

当社は、当該商品の販売に当たって、当社および当グループに対する当該商品販売に係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用または料金の請求、アフターサービス業務、その他の当社の本約款等に係る業務の遂行などのために、個人情報を利用いたします。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合に当たっては、当社が購入者の個人情報を利用することがあります。

- (1) 法令に基づく場合。
  - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 3 当社は、個人情報を上記利用目的の範囲内で外部事業者へ委託することがあります。
  - 4 当社は、本サービスの提供にあたって、本契約者から取得した個人情報については、当社の J:COM MOBILE サービスの加入申込書における「個人情報の取り扱いについて」の同意事項を本サービスの提供においても有効とします。
  - 5 本サービスの提供における個人情報の取り扱いは、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

### 第16条（合意管轄裁判所）

購入者は、販売契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、当社を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

### 第17条（債権の譲渡）

当グループは、購入者に対する販売契約に基づく債権を当グループの各社又はその他第三者に譲渡することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び当グループが購入者の個人情報を譲渡先に提供することにあらかじめ同意するものとします。

- 2 前項の場合において、譲渡先が当グループの各社の場合には、当社は、購入者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略することができるものとします。

## 第18条（反社会的勢力の排除）

購入者は、購入者が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等
  - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
  - (7) 特殊知能暴力集団等
  - (8) 前各号の共生者
  - (9) その他前各号に準ずる者
- 2 購入者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当グループの信用を毀損し、又は当グループの業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 次の各号のいずれかに該当し、販売契約を締結すること、又は販売契約を継続することが不適切であると当社が認める場合、当社は、何らの責任等を負うことなく、購入者との販売契約について、解除等（販売契約の申込みを承諾しないこと又は催告なしに販売契約を解除することをいいます。）を行うことができるものとします。
- (1) 購入者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
  - (2) 購入者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
  - (3) 購入者が第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
  - (4) 前3号に関する必要な調査等に応じないとき又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき
- 4 前項の規定の適用により、販売契約が解除された場合、購入者は、販売契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとします。
- 5 前2項の規定の適用により、当グループに損害等（損失、損害又は費用をいいます。以下本条において同じとします。）が生じた場合、購入者は、その損害等を賠償する責任を負っていただきます。

**別記1 (第2条関連 当グループ)**

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコムイースト、株式会社ジェイコム湘南、株式会社ジェイコムさいたま、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコム千葉、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、株式会社ケーブルネット下関、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム足立、株式会社ジェイコム市川、株式会社ジェイコム大田、株式会社ジェイコム北関東、株式会社ジェイコム東葛葛飾、株式会社ジェイコム川口戸田、株式会社ジェイコム千葉セントラル、株式会社ジェイコム中野、株式会社ジェイコム八王子、株式会社ジェイコム日野、株式会社ジェイコム多摩、株式会社ジェイコム武蔵野三鷹、株式会社ジェイコム南横浜、大分ケーブルテレコム株式会社、横浜ケーブルビジョン株式会社

**別表 1-1 スマホ端末の販売名称及び販売価格 (J:COM MOBILE サービス契約が必要となるもの)**

商品の引き渡し時期：購入の申し込みから数日以内

分類	端末機器名	販売名称	現金販売価格	割賦販売※		
				1 回 分 の 支払い額	支払い 回数	支 払 い 期間
①	LG Wine Smart	LG Wine Smart	12,000 円 (税込 12,960 円)	500 円 (税込 540 円)	24 回	24 か月
				250 円 (税込 270 円)	48 回	48 か月
②	LG X screen	LG X screen	32,400 円 (税込 34,992 円)	1,350 円 (税込 1,458 円)	24 回	24 か月
				675 円 (税込 729 円)	48 回	48 か月
③	HUAWEI P10 lite	HUAWEI P10 lite	32,400 円 (税込 34,992 円)	1,350 円 (税込 1,458 円)	24 回	24 か月
				675 円 (税込 729 円)	48 回	48 か月
⑤	HUAWEI P20 lite	HUAWEI P20 lite	33,600 円 (税込 36,288 円)	1,400 円 (税込 1,512 円)	24 回	24 か月
				700 円 (税込 756 円)	48 回	48 か月

※割賦販売における総額は、現金販売価格と同額になります。

**別表 1-2 タブレット端末の販売名称及び販売価格**

商品の引き渡し時期：購入の申し込みから数日以内

端末機器名	販売名称	現金販売価格	割賦販売※
-------	------	--------	-------

			1 回分の 支払い額	支払い 回数	支払い 期間
LG G Pad 8.0 III	LG G Pad 8.0 III	27,000 円 (税込 29,160 円)	750 円 (税込 810 円)	36 回	36 か月

※割賦販売における総額は、現金販売価格と同額になります。



### 別表 1-3 アクセサリの販売名称及び販売価格

商品の引き渡し時期：購入の申し込みから数日以内

対象となる 端末機器名	販売名称	現金販売価格	割賦販売※		
			1 回分の 支払い額	支払い 回数	支払い 期間
共通	SD カード	8,400 円 (税込 9,072 円)	350 円 (税込 378 円)	24 回	24 か月
共通	モバイル用 AC アダプター	2,400 円 (税込 2,592 円)	100 円 (税込 108 円)	24 回	24 か月
共通	Android 用マイクロ B/タイプ C 2 コネクタ充電ケーブル	2,400 円 (税込 2,592 円)	100 円 (税込 108 円)	24 回	24 か月
SHARP AQUOS L2	SHARP AQUOS L2 用カバー・保護フィルムセット	3,600 円 (税込 3,888 円)	150 円 (税込 162 円)	24 回	24 か月
SHARP AQUOS L2	SHARP AQUOS L2 用保護フィルム	2,400 円 (税込 2,592 円)	100 円 (税込 108 円)	24 回	24 か月
HUAWEI P10 lite	HUAWEI P10 lite 用手帳型カバー・保護フィルムセット	3,600 円 (税込 3,888 円)	150 円 (税込 162 円)	24 回	24 か月
HUAWEI P10 lite	HUAWEI P10 lite 用保護フィルム	2,400 円 (税込 2,592 円)	100 円 (税込 108 円)	24 回	24 か月
HUAWEI P20 lite	HUAWEI P20 lite 用手帳型カバー・保護フィルムセット	3,600 円 (税込 3,888 円)	150 円 (税込 162 円)	24 回	24 か月
HUAWEI P20 lite	HUAWEI P20 lite 用保護フィルム	2,400 円 (税込 2,592 円)	100 円 (税込 108 円)	24 回	24 か月
富士通 arrows M02	arrows M02 用カバー・保護フィルムセット	3,600 円 (税込 3,888 円)	150 円 (税込 162 円)	24 回	24 か月
富士通 arrows M02	arrows M02 用保護フィルム	2,400 円 (税込 2,592 円)	100 円 (税込 108 円)	24 回	24 か月
富士通 arrows M03	arrows M03 用カバー・保護フィルムセット	3,600 円 (税込 3,888 円)	150 円 (税込 162 円)	24 回	24 か月
富士通 arrows M03	arrows M03 用保護フィルム	2,400 円 (税込 2,592 円)	100 円 (税込 108 円)	24 回	24 か月
iPhone 6s	iPhone 6s 用カバー・保護ガラスフィルムセット	3,600 円 (税込 3,888 円)	150 円 (税込 162 円)	24 回	24 か月
iPhone 6s	iPhone 6s 用保護ガラスフィルム	2,400 円 (税込 2,592 円)	100 円 (税込 108 円)	24 回	24 か月
iPhone 7	iPhone 7 用カバー・保護ガラスフィルムセット	3,600 円 (税込 3,888 円)	150 円 (税込 162 円)	24 回	24 か月

iPhone 7	iPhone 7 用保護ガラスフィルム	2,400 円 (税込 2,592 円)	100 円 (税込 108 円)	24 回	24 か月
LG G Pad 8.0 III	LG G Pad 8.0 III 用カバー	3,600 円 (税込 3,888 円)	150 円 (税込 162 円)	24 回	24 か月
LG G Pad 8.0 L Edition	LG G Pad 8.0 L Edition 用カバー	3,600 円 (税込 3,888 円)	150 円 (税込 162 円)	24 回	24 か月

※割賦販売における総額は、現金販売価格と同額になります。

別表 2-1 削除

### 別表 3 当グループの提供区域

当グループは下記に定める提供区域（一部区域を除きます）に、当社の子会社が定めるサービスの提供を行います。

法人名	局名	提供区域
(株)ジェイコム札幌	札幌局	北海道札幌市、北広島市
(株)ジェイコム東京	東エリア局	東京都練馬区、埼玉県和光市、新座市
	南エリア局	東京都杉並区
	西エリア局	東京都国分寺市、小金井市、府中市、国立市、武蔵野市
	すみだ・台東局	東京都墨田区、台東区
	東京北局	東京都北区
	港・新宿局	東京都港区、新宿区
(株)ジェイコム湘南	湘南局	神奈川県藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、海老名市門沢橋
	横須賀局	神奈川県横須賀市、葉山町、三浦市、逗子市
	鎌倉局	神奈川県鎌倉市、逗子市
土浦ケーブルテレビ(株)	茨城局	茨城県土浦市、龍ヶ崎市、牛久市、阿見町、かすみがうら市、取手市、守谷市、美浦村、つくばみらい市、利根町、石岡市、常総市、つくば市
(株)ジェイコムさいたま	さいたま南局	埼玉県さいたま市中央区、浦和区、南区、桜区、緑区
	さいたま北局	埼玉県さいたま市大宮区、北区、西区、見沼区、上尾市、伊奈町
	所沢局	埼玉県所沢市
	東上局	埼玉県朝霞市、富士見市、志木市、ふじみ野市、新座市、三芳町
(株)ジェイコム千葉	浦安局	千葉県浦安市全域
	YY 船橋習志野局	千葉県船橋市、習志野市、八千代市、千葉市美浜区の一部、花見川区の一部、鎌ヶ谷市の

		一部
	木更津局	千葉県木更津市、君津市、袖ヶ浦市の一部、富津市
(株)ジェイコムイースト	東関東局	千葉県柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市、野田市、白井市の各一部
	西東京局	東京都小平市、西東京市、東久留米市、清瀬市、東村山市
	相模原・大和局	神奈川県相模原市、愛川町、大和市
	板橋局	東京都板橋区
	群馬局	群馬県前橋市、高崎市、渋川市、安中市
	調布局	東京都調布市、世田谷区、狛江市
	町田・川崎局	東京都稲城市、東京都町田市、神奈川県川崎市多摩区、川崎市麻生区、横浜市南区、横浜市青葉区
	世田谷局	東京都世田谷区、狛江市
	秦野・伊勢原局	神奈川県秦野市、伊勢原市
	江戸川局	東京都江戸川区
	かながわセントラル局	神奈川県大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横浜市瀬谷区
	横浜テレビ局	神奈川県横浜市南区、磯子区、中区、西区
	仙台キャベツ局	仙台市青葉区・泉区・宮城野区・若林区、富谷市、黒川郡大和町、宮城郡利府町の一部
	小田原局	神奈川県小田原市、南足柄市、開成町
(株)ジェイコムウエスト	宝塚川西局	兵庫県宝塚市、川西市、猪名川町、三田市
	かわち局	大阪府八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市
	南大阪局	大阪狭山市、河内長野市、富田林市
	和歌山局	和歌山県和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市貴志川町の各一部
	りんくう局	大阪府泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町
	堺局	大阪府堺市、高石市
	和泉・泉大津局	和泉氏、泉大津市
	大阪局	大阪府大阪市阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区、生野区、天王寺区
	大阪セントラル局	大阪府大阪市旭区、北区、中央区、淀川区、東淀川区、城東区、都島区、鶴見区、東成区

	北摂局	大阪府箕面市、茨木市、摂津市
	京都みやびじょ ん局	京都府京都市、向日市、長岡京市、大山崎 町、八幡市
	北河内局	大阪府守口市、門真市、大東市、四條畷市、 交野市、寝屋川市
	吹田局	大阪府吹田市
	高槻局	大阪府高槻市、島本町
	東大阪局	大阪府東大阪市
	豊中・池田局	大阪府豊中市、池田市
	神戸芦屋局	兵庫県神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫 区、北区、芦屋市、六甲アイランド
	神戸三木局	兵庫県神戸市須磨区、垂水区、長田区、西 区、兵庫区、三木市
(株)ジェイコム九州	福岡局	福岡県福岡市東区、博多区、中央区、早良 区、西区、南区、城南区、古賀市、糸島市、 糟屋郡新宮町、粕屋町、篠栗町、志免町、筑 紫郡那珂川町、春日市、大野城市、筑紫野市
	北九州局	福岡県北九州市小倉北区、小倉南区、戸畑 区、八幡東区、八幡西区、若松区、門司区、 中間市、遠賀郡遠賀町、水巻町、岡垣町、芦 屋町、宗像市、福津市
	熊本局	熊本県熊本市、益城町、菊陽町、合志市
(株)ケーブルネット下関	下関局	山口県下関市
(株)ジェイコム足立	足立局	東京都足立区
(株)ジェイコム市川	市川局	千葉県市川市
(株)ジェイコム大田	大田局	東京都大田区
(株)ジェイコム北関東	春日部局	埼玉県春日部市、さいたま市岩槻区
	川越局	埼玉県川越市、鶴ヶ島市、坂戸市、ふじみ野 市、富士見市、日高市、三芳町、鳩山町、川 島町
	埼玉県央局	埼玉県鴻巣市、北本市、桶川市、加須市、久 喜市、幸手市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉 戸町
	越谷局	埼玉県越谷市、吉川市、松伏町
	草加局	埼玉県草加市、三郷市、八潮市、川口市 東京都足立区
	熊谷・深谷局	埼玉県熊谷市、深谷市
(株)ジェイコム東葛葛飾	東葛・葛飾局	東京都葛飾区、

		千葉県松戸市、流山市、野田市
(株)ジェイコム川口戸田	川口・戸田局	埼玉県川口市、戸田市、 東京都足立区
(株)ジェイコム千葉セントラル	千葉セントラル局	千葉県千葉市
(株)ジェイコム八王子	八王子局	東京都八王子市、あきる野市、日の出町
(株)ジェイコム中野	中野局	東京都中野区
(株)ジェイコム日野	日野局	東京都日野市
(株)ジェイコム多摩	多摩局	東京都立川市、昭島市、国立市、東大和市、 武蔵村山市
(株)ジェイコム武蔵野三鷹	武蔵野・三鷹局	東京都武蔵野市、三鷹市
(株)ジェイコム南横浜	南横浜局	神奈川県横浜市金沢区、戸塚区、港南区、栄区
大分ケーブルテレコム(株)	大分局	大分市、由布市、津久見市、宇佐市、臼杵市、杵築市、国東市、竹田市、中津市、豊後大野市、玖珠郡九重町
横浜ケーブルビジョン(株)		横浜市旭区、保土ヶ谷区、泉区、西区、戸塚区

## 特定携帯電話端末の販売における特約 1 \*新規販売は原則終了致しました。

### 第1条 (特約の適用等)

当社は、本特約における料金表にて特定される端末機器、その付属品およびその他の商品（いずれも当社が指定するものに限るものとし、以下本特約内においてあわせて「商品」といいます。）の販売にあたり、本約款に付して、この特約を規定します。

2 本特約に記載されていない事項は、本約款に定める事項が優先して適用されるものとします。

### 第2条 (故障交換および修理)

本特約における料金表にて特定される端末機器の保証期間は、当社および J:COM MOBILE 事業を行う別に記載する当社の子会社が提供する J:COM 初期設定サポートサービス利用規約に定める出荷前サポート実施の日から起算し 1 年間とします。当該端末機器の保証は、製品メーカーにより直接的に行われるものとします。

2 当社が別に定める修理サービスを利用する事はできません。

### 第3条 (特約の申込みをすることができる条件)

J:COM MOBILE 約款に定めるサービス（以下「J:COM MOBILE サービス」といいます。）に係る契約を新規で締結しようとする者が料金表に定める商品を当社から購入する場合に限り、販売契約の申込みを行うことができます。

## 料金表

商品の引き渡し時期：購入の申し込みから数日以内

種類	端末機器名	販売名称	現金販売価格	割賦販売※		
				1回分の支払い額	支払い回数	支払い期間
スマホ	iPhone 6s	iPhone6s CPO 64GB	72,000 円 (税込 77,760 円)	3,000 円 (税込 3,240 円)	24 回	24 か月
	iPhone 6s	iPhone6s CPO 128GB	76,800 円 (税込 82,944 円)	3,200 円 (税込 3,456 円)	24 回	24 か月

※割賦販売における総額は、現金販売価格と同額になります。

**特定携帯電話端末の販売における特約 2 \*新規販売は原則終了致しました。**

**第1条（特約の適用等）**

当社は、本特約における料金表にて特定される端末機器、その付属品およびその他の商品（いずれも当社が指定するものに限るものとし、以下本特約内においてあわせて「商品」といいます。）の販売にあたり、本約款に付して、この特約を規定します。

2 本特約に記載されていない事項は、本約款に定める事項が優先して適用されるものとします。

**第2条（故障交換および修理）**

本特約における料金表にて特定される端末機器の保証期間は、当該端末機器を受け取った日から起算し180日間とします。

2 当社が別に定める修理サービスを利用する事はできません。

**料金表**

商品の引き渡し時期：購入の申し込みから数日以内

分類	種類	端末機器名	販売名称	現金販売価格	割賦販売※		
					1回分の支払い額	支払い回数	支払い期間
④	スマホ	iPhone 6s	iPhone 6s(リファーマビッシュ)64GB	60,000円 (税込 64,800円)	1,250円 (税込 1,350円)	48回	48か月

※割賦販売における総額は、現金販売価格と同額になります。

### 特定携帯電話端末の販売における特約 3

#### 第 1 条（特約の適用等）

当社は、本特約における料金表にて特定される端末機器、その付属品およびその他の商品（いずれも当社が指定するものに限るものとし、以下本特約内においてあわせて「商品」といいます。）の販売にあたり、本約款に付して、この特約を規定します。

2 本特約に記載されていない事項は、本約款に定める事項が優先して適用されるものとします。

#### 第 2 条（故障交換および修理）

本特約における料金表にて特定される端末機器の保証期間は、当該端末機器を受け取った日から起算し 180 日間とします。

2 当社が別に定める修理サービスを利用する事はできません。

#### 料金表

商品の引き渡し時期：購入の申し込みから数日以内

分類	種類	端末機器名	販売名称	現金販売価格	割賦販売※		
					1 回分の支払い額	支払い回数	支払い期間
⑥	スマホ	iPhone 7	iPhone7（リファービッシュ） 128GB	72,000 円（税込 77,760 円）	3,000 円 （税込 3,240 円）	24 回	24 か月
					1,500 円 （税込 1,620 円）	48 回	48 か月

※割賦販売における総額は、現金販売価格と同額になります。



## スマホ more プログラム半額アシスト特約

### 第1条（本特約の適用等）

当社は、このスマホ more プログラム半額アシスト特約（以下「本特約」といいます。）に基づき、スマホ more プログラム半額アシストサービス（以下本特約内において「本サービス」といい、本サービスの適用を受ける端末を以下「本サービス適用端末」といいます。）を提供します。

2 本特約に記載されていない事項は、本約款に定める事項が優先して適用されるものとします。

### 第2条（本サービスの提供内容および条件等）

当社は、第3条第1項に定める条件を満たす契約者が、本サービス適用端末を当社が本約款に規定する対象のスマホ端末に機種変更を希望する場合で、かつ第4条第1項に定める条件を満たす場合に限り、本サービスを適用するものとし、第4条第2項の定めに従い、契約者が当社に対して本来支払うべき、本サービス適用端末に係る端末の残金（賦払金総額）の支払いを免除します。

### 第3条（本サービスの適用）

以下条件の全てを満たす場合、契約者は本サービスを適用する権利を有します。

(1) 当グループが定める J:COM MOBILE（プラン a）契約約款（以下「J:COM MOBILE 約款」といいます。）に規定する J:COM MOBILE サービス（ただし、シングルタイプを除きます。）および別表4に規定する対象サービスについて新規に申込または既に提供を受けていること。

(2) 本サービス適用端末を分割払いで購入すること。

2 契約者は、本サービス適用端末一台あたり、1回に限り本サービスの適用を受ける権利を有します。

### 第4条（特典の申込）

契約者は、以下条件の全てを満たす場合に限り、第2項に定める本サービスの特典の申込を1回に限り行うことができます。

(1) 当社から購入した本サービス適用端末に係る賦払金について、全48ヶ月の賦払期間のうち、24ヶ月目までの支払いを完了していること。

(2) 本約款に規定する対象のスマホ端末を分割払いで新たに買い替えること。

(3) 本サービス適用端末を当社に無償譲渡すること。ただし、本サービス適用端末に係る賦払金の支払いが完済している場合を除く。

2 当社は、本サービスの適用を申込んだ契約者に対して、特典として契約者が当社との割賦販売契約に基づき、当社に対して本来支払うべき賦払金のうち、特典の申込日の属する暦月の翌月から割賦期間のうち残期間分の賦払金（本サービス適用端末に係る残りの賦払金総額）の支払いを免除します。

### 第5条（本サービス適用端末の所有権移転）

本サービス適用端末は、当社が指定する住所に、郵送など当社が別に定める方法にて引渡されるものとし、その引渡をもって当該端末の所有権が契約者から当社に移転するものとします。

2 当社は、所有権の移転前においては、当該端末を担保に供し、譲渡し、又は転売することができないものとします。

### 第6条（契約の解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、契約者に通知することなく、契約者が有する本サービスの権利を自動的に排除することができるものとします。

(1) 特典の申込を行ったとき。

(2) 本サービス適用端末に係る賦払金の支払いが完済したとき。

(3) 当グループが定める J:COM MOBILE 約款に規定する J:COM MOBILE サービスおよび別表4に規定する対象サービスの全部または一部の解約、解除があったとき。

(4) 当グループが定める J:COM MOBILE 約款に規定する J:COM MOBILE サービスの譲渡または地位の承継があったとき。

別表 4

スマートお得セレクト
スマートお得セレクト EX
お得セレクト
In My Room TV セレクト
J:COM TV スタンダードプラス
J:COM TV スタンダード
J:COM NET 光 1G コース on au ひかり
J:COM NET 320M コース
J:COM NET 120M コース
スマートマックス
デジマックス
デジエース
デジスタ
スピードスター160
プレミアム

注：当グループが定める上記対象サービスについて、個々の当グループにより提供外や別途定めるサービスがあります。

#### 附則

(実施時期)

この約款は、平成 27 年 10 月 29 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 27 年 10 月 30 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 27 年 12 月 1 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 28 年 2 月 18 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 28 年 4 月 7 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 28 年 8 月 18 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 28 年 10 月 1 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 29 年 1 月 12 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 29 年 1 月 13 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 29 年 3 月 1 日から実施します。

(経過措置 2)

当社は、平成 29 年 3 月 5 日より、特定携帯電話端末の販売における特約は別表 3 に定める株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコムイーストにおける仙台キャベツ局、相模原・大和局、町田・川崎局、秦野・伊勢原局、かながわセントラル局および小田原局、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ケーブルネット下関、並びに株式会社ジェイコム九州の提供区域に限り、提供します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 29 年 3 月 8 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置 1)

この改正規定の実施の日から、平成 29 年 6 月 30 日までの間、当社および当グループが提供する公衆無線 LAN の一部の利用を無償で提供します。

なお、この期間は当社または、当グループの都合により変更する事があります。

(経過措置 2)

当社は、平成 29 年 4 月 4 日をもって、平成 29 年 3 月 1 日における（経過措置 2）を終了します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 29 年 5 月 31 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 29 年 6 月 15 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 29 年 8 月 16 日から実施します。

なお、大分ケーブルテレコム(株)については同期日以降準備の出来次第実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 29 年 11 月 1 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 29 年 12 月 1 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

(実施時期)

この改正規約は、平成 30 年 2 月 15 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 30 年 5 月 1 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、平成 30 年 6 月 6 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

なお、別表 1-1、別表 1-2 および別表 1-3 に係る変更は平成 30 年 7 月 3 日から実施、別記 1 および別記 3 に係る横浜ケーブルビジョン株式会社に関わる記載は平成 30 年 7 月 4 日から実施いたします。

(実施時期)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 18 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 1 日から実施します。